

茨城県報

号外第208号

平成元年12月22日

金 曜 日

目 次

規 則

(人 事 委 員 会)

	ページ
●職員の特殊勤務手当に関する規則の全部を改正する規則……………	1
●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………	15
●職員の給料の切替え等に関する規則……………	23

規 則

(人 事 委 員 会)

職員の特殊勤務手当に関する規則の全部を改正する規則を公布する。

平成元年12月22日

茨城県人事委員会

委員長 横 山 隆 徳

茨城県人事委員会規則第 10 号

職員の特殊勤務手当に関する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年茨城県人事委員会規則第12号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規則は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉業務手当）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める公署及び職員は、次のとおりとする。

- (1) 福祉事務所の福祉課又は保護課に勤務する職員
- (2) 中央児童相談所の相談課長、分室長、児童福祉司又は措置課に勤務する職員
- (3) 土浦児童相談所又は下館児童相談所の指導課長又は指導課に勤務するその他の職員（児童福祉司又は相談業務に従事する職員に限る。）

（実習・訓練手当）

第 3 条 条例第 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する人事委員会規則で定める職員は、産業技術専門学院に勤務する次の各号に掲げる者とする。

(1) 職業訓練指導員（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条の規定による労働大臣の免許を受けて職業訓練に従事する者をいう。）である者（学院長である者を除く。）

(2) 前号に掲げる者に準ずる者として人事委員会が指定する者

2 条例第4条の2第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める職員は、農業大学校農業部又は園芸部に勤務する次の各号に掲げる者とする。

(1) 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第2号。以下「給与規則」という。）別表第23行政職給料表初任給基準表備考第3項の規定の適用を受ける者

(2) 前号に掲げる者以外の者のうち、農業教育の実習の業務に従事する日がその月の日数から勤務を要しない日（職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）第2条第4項及び第5項（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）第2条において準用する場合を含む。）に定める勤務を要しない日をいう。以下同じ。）及び休日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第2条に定める休日（市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例（昭和40年茨城県条例第46号）第2条において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を除いた日数の2分の1を超える者で、人事委員会が指定するもの

3 条例第4条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、前2項に規定する職員の給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。ただし、前項に掲げる職員のうち、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）第9条の2の規定による管理職手当（以下「管理職手当」という。）の支給を受ける職員にあっては、その者の給料月額に100分の8を乗じて得た額とする。

（県外事務所業務手当）

第4条 条例第5条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該職員の給料月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、東京都又は大阪府に所在する公署に勤務する職員にあっては、当該各号に掲げる割合から100分の3を減じて得た割合を当該職員の給料月額に乘じて得た額とする。

(1) 茨城県行政組織規則（昭和42年茨城県規則第46号）に規定する役付職の職員（以下「役付職の職員」という。） 100分の15（管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の13）

(2) 役付職の職員以外の職員 100分の14

（家畜取扱手当）

第5条 条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、次の各号に掲げる公署とする。

(1) 条例第7条第1項第1号にあっては、畜産試験場及び養豚試験場

(2) 条例第7条第1項第2号にあっては、畜産試験場、養鶏試験場及び養豚試験場

(3) 条例第7条第1項第3号にあっては、養豚試験場

2 条例第7条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める家畜伝染病は、口蹄疫、流行性脳

炎，炭疽，鼻疽，結核病，ブルセラ病，豚丹毒，破傷風，レプトスピラ病，トキソプラズマ病及びニューカッスル病とする。

3 条例第 7 条第 1 項第 4 号に規定する人事委員会規則で定める職員は，次の各号に掲げる職員のうち，と畜検査員の職にある者とする。

- (1) 食肉衛生検査所に勤務する職員（給与条例第 9 条の規定による給料の調整額（以下「給料の調整額」という。）の支給を受けない所長に限る。）
- (2) 保健所に勤務する職員
- (3) 養豚試験場に勤務する職員

4 条例第 7 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は，次の各号に掲げる額とする。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号の作業又は業務にあっては，作業又は業務に従事した日 1 日につき 230 円
- (2) 条例第 7 条第 1 項第 4 号の業務にあっては，次に掲げる額
 - ア 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる職員の場合 1 日につき 350 円
 - イ 前項第 3 号に掲げる職員の場合 1 日につき 230 円
 （土木作業等手当）

第 6 条 条例第 8 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める公署は，農林水産部林政課及び林業課，地方総合事務所の林業関係主管課，農地部の本庁及び出先機関並びに土木部の本庁及び出先機関とする。

2 条例第 8 条第 1 項に規定する人事委員会規則で定める作業又は業務（以下この条において「作業等」という。）は，次の各号に掲げるものとする。

- (1) トンネルの坑内において，トンネル掘工事中に行う測量，監督又は検査
- (2) 橋脚の基礎工事その他港湾，河川等におけるこれに類する工事において，水面下 4 メートル以上の深所で行う工事現場の測量，監督又は検査
- (3) 圧搾空気内で行う測量，監督又は検査
- (4) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し，若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下この条において「応急作業等」という。）
- (5) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し，若しくは発生するおそれがあるため道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 46 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は当該道路若しくはその周辺における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等
- (6) 河川又は道路若しくはその周辺において行う作業で人事委員会が前 2 号に掲げる作業に相当すると認めるもの

3 条例第 8 条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める額は，次の各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第 1 号に掲げる作業等にあつては、当該作業等に従事した日 1 日につき 360 円
- (2) 前項第 2 号に掲げる作業等にあつては、当該作業等に従事した日 1 日につき 230 円
- (3) 前項第 3 号に掲げる作業等にあつては、当該作業等に従事した時間 1 時間につき、次に掲げる気圧の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

- ア 2 キログラム毎平方センチメートルまで 210 円
- イ 3 キログラム毎平方センチメートルまで 560 円
- ウ 3 キログラム毎平方センチメートルを超えるとき 1,000 円

- (4) 前項第 4 号から第 6 号までに掲げる作業等については、当該作業等に従事した日 1 日につき、次に掲げる額（作業等が夜間（日没時から日の出時までの間をいう。）において行われた場合にあっては、それぞれ次に掲げる額にその 100 分の 50 に相当する額を加算した額）

ア 前項第 4 号及び第 5 号の作業等 職員及び作業等の種類に応じて次の表に掲げる額

区 分	巡 回 監 視	応 急 作 業 等
行政職給料表の役付職の職員	6 0 0 円	9 1 0 円
行政職給料表 3 級以上の職務にある者 （役付職の職員を除く。）	4 8 0 円	7 3 0 円
行政職給料表 2 級以下の職務にある者	3 5 0 円	5 3 0 円

イ 前項第 6 号の作業 910 円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会の定める額

- 4 同一の日において、第 2 項各号に掲げる作業等のうち、2 以上の作業等に従事したときは、最も高い額の手当を支給する。

（高所作業手当）

第 7 条 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める公署は、環境局公害対策課，潮来保健所，農林水産部林政課及び林業課，地方総合事務所の林業関係主管課，林業試験場，農地部の本庁及び出先機関並びに土木部の本庁及び出先機関とする。

- 2 条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う煙道から排出されるばい煙の排出濃度の測定
- (2) 地上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う精英樹からの採穂，林木の栄養分析に用いる枝葉の採取又は病虫害，公害等の被害調査のための枝葉の採取
- (3) 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物，ダム，橋りょう等の工事現場における監督又は検査
- (4) 傾斜が 45 度以上の傾斜地（高さが 15 メートル以上の場所に限る。）における測量又は調査等

3 条例第8条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した日1日につき230円（前項第1号及び第3号の作業にあっては、当該作業が地上又は水面上30メートル以上の箇所で行われたときは、320円）とする。

4 同一の日において、第2項各号に掲げる作業のうち、2以上の作業に従事したときは、最も高い額の手当を支給する。

（用地交渉業務手当）

第8条 条例第8条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、企画部県南・県西振興課、県央・鹿行振興課、鹿島用地事務所、農地部農地管理課、土地改良事務所、石岡台地土地改良事業所、土木部用地課、都市計画課、土木事務所、港湾事務所、常陸那珂港湾・都市建設事務所、流域下水道事務所、ダム建設事務所及び教育庁財務課とする。

2 条例第8条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める交渉業務は、公共の用に供する用地の取得又は当該用地の取得に伴う物件の移転若しくは権利の補償に関し、現地において、所有者又は権利者と面接して行う交渉業務のうち、特に困難な交渉業務とする。

3 条例第8条の3第2項第1号に規定する人事委員会規則で定める職員は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数の合計が、その月の日数から勤務を要しない日（勤務を命ぜられた日を除く。）及び休日（勤務を命ぜられた日を除く。）を除いた日数の2分の1を超える者で、前項に掲げる交渉業務に11日以上従事したものとする。

4 条例第8条の3第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 条例第8条の3第2項第1号に掲げる職員にあっては、当該業務に従事した月1月につき、次に掲げる額

ア 夜間（午後6時から翌日の午前6時までの間をいう。次号において同じ。）において引き続き2時間以上従事した者 10,500円

イ アに掲げる者以外の者 9,000円

(2) 条例第8条の3第2項第2号に掲げる職員にあっては、当該業務に従事した日1日につき、次に掲げる額

ア 夜間において引き続き2時間以上従事した者 600円

イ アに掲げる者以外の者 450円

（医師手当）

第9条 条例第8条の4第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、医師若しくは歯科医師の資格を有する者をもって充てなければならない職務又はそれらの資格を有する者をもって充てることが適切であると認められる職務に従事するそれらの資格を有する者とする。

2 条例第8条の4第2項ただし書に規定する人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 給与条例第9条の3の規定による初任給調整手当（以下「初任給調整手当」という。）が支給されない者及び初任給調整手当の支給額が、給与規則第37条の6第1項第15号から第20号ま

でに該当することとなる者

- (2) 初任給調整手当の支給額が、給与規則第37条の6第1項第2号から第14号までに該当することとなる者

- 3 条例第8条の4第2項ただし書に規定する人事委員会規則で定める額は、次の表に掲げる額とする。

職 員		加 算 額	
前項第1号に掲げる職員	病院又はこども福祉医療センターに勤務する職員	40,000 円	
	病院又はこども福祉医療センター以外の公署に勤務する職員	25,000 円	
前項第2号に掲げる職員	病院又はこども福祉医療センターに勤務する職員	255,000 円と当該初任給調整手当との差額（月の中で採用された職員にあっては、255,000 円と初任給調整手当の日割計算の基礎となった月額との差額）に相当する額	その差額に相当する額が35,000円を超えるときは35,000 円
	病院又はこども福祉医療センター以外の公署に勤務する職員		その差額に相当する額が20,000 円を超えるときは20,000 円

（放射線作業手当）

第10条 条例第12条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、工業技術センターとする。

（有害薬剤等取扱手当）

第11条 条例第14条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、消費生活センター、保健所、工業技術センター、肥飼料検査所、農業改良普及所、農業試験場、園芸試験場、特産指導所、農業大学の農業部、園芸部及び蚕業部、畜産試験場、養豚試験場、養鶏試験場、蚕業試験場、林業試験場、水産試験場、内水面水産試験場、土木試験所並びに農業に関する課程を置く高等学校とする。

- 2 条例第14条第1項に規定する人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 試験又は研究の用に供する農作物等の病虫害防除のため、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。次号において「法」という。）第2条第3項に規定する特定毒物を用いて行う散布作業
- (2) 密閉した蚕室内で、法第2条に規定する毒物、劇物又は特定毒物（次号において「毒物等」という。）を用いて行う消毒作業

(3) 試験（教育のために行うものを除く。）、研究又は検査の目的で、屋内において毒物等を用いて行う化学分析の作業（土木試験所にあつてはアスファルト量抽出の作業に限る。）

（通信作業手当）

第12条 条例第15条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署及び職員は、漁業無線局、警察本部防犯部外勤課又は警察署に勤務して条例第15条第1項に規定する作業に従事することを本務とする職員とする。

（夜間特殊業務手当）

第13条 条例第16条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める公署は、漁業無線局、警察本部防犯部外勤課及び警察署とする。

（術科指導手当）

第14条 条例第18条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める職員は、農業大学校管理部研修科に勤務する者とする。

2 条例第18条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 条例第18条第1項第1号の業務にあつては、当該業務に従事した日1日につき580円

(2) 条例第18条第1項第2号及び第3号の業務にあつては、当該業務に従事した日1日につき230円

（海上作業手当）

第15条 条例第20条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、次の各号に掲げる公署とする。

(1) 条例第20条第1項第1号及び第2号にあつては、港湾事務所

(2) 条例第20条第1項第3号にあつては、水産試験場及び那珂湊水産高等学校

2 条例第20条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める業務は、海上で船舶を利用し、港湾建設のために行う測量若しくは調査等の作業又は防波堤築造のために行うケーソンの据付（ケーソンの仮置を含む。）、テトラポットの据付、ブロックの中詰若しくはブロックの根固の作業若しくはそれらの監督の業務とする。

3 条例第20条第2項に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 条例第20条第1項第1号及び第3号にあつては、当該作業又は業務に従事した日1日につき360円

(2) 条例第20条第1項第2号アにあつては、当該作業に従事した日1日につき300円

(3) 条例第20条第1項第2号イにあつては、当該作業1回につき450円

（特殊作業用自動車運転手当）

第16条 条例第20条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、農業試験場、園芸試験場、特産指導所、農業大学校、畜産試験場、養豚試験場、養鶏試験場、蚕業試験場及び土木事務所とする。

2 条例第20条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める特殊作業用自動車は、道路交通法施

行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車の項に掲げるもののうち、カタピラを有する自動車、ロード・ローラ、ロード・スタビライザ、グレーダ、ショベル・ローダ及び農耕作業用自動車（トラクターに限る。）とする。

（潜水作業手当）

第17条 条例第20条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は、水産試験場、港湾事務所及び那珂湊水産高等学校とする。

2 条例第20条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める潜水器具は、ヘルメット式潜水器又はスキューバ式潜水器その他の潜水器具で、空気圧縮機若しくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けるものをいう。

3 条例第20条の3第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、作業に従事した時間1時間につき、次の表に掲げる額とする。

潜 水 深 度 の 区 分	手 当 額
20 メ ー ト ル ま で	310 円
30 メ ー ト ル ま で	780 円
30メートルを超えるとき	1,500 円

（警察業務手当）

第18条 条例第21条第1項第10号に規定する人事委員会規則で定める作業は、次の各号に掲げる作業とする。

- (1) 車両を上げて又はピットにおいて行う原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置若しくは燃料装置等の検査及びこれに付随する整備の作業
- (2) ブレーキ・テスト等により行う制動力測定又は速度計試験機等による速度計の検査及びこれに付随する整備の作業

2 条例第21条第1項第11号に規定する人事委員会規則で定める作業は、爆発物（容疑物件を含む。以下同じ。）に接近又は接触して行う当該爆発物の識別、認定、しゃへい、冷却、エックス線撮影、処理筒への収納、搬送、解体又は爆破等の作業とする。

3 条例第21条第1項第12号に規定する人事委員会規則で定める特別な事情は、突発的に発生した作業又は業務に従事するために、正規の勤務時間（休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。）に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、当該作業又は業務に従事する場合（勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。）で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間（午後9時後翌日の午前5時前の間をいう。）であるもの（一の月における2回目以降のものに限る。）とする。

4 条例第21条第1項第13号に規定する人事委員会規則で定める作業又は業務は、次の各号に掲げ

るものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害対策本部若しくは石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害のうち、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発若しくは大規模な火事による災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識作業（引続き2日以上従事した場合に限る。）
- (2) 前号に掲げる作業又は業務に相当すると人事委員会が認める作業又は業務
- 5 条例第21条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる作業又は業務（以下この項において「作業等」という。）の区分に応じ当該各号に掲げる額とする。
- (1) 条例第21条第1項第1号から第7号まで又は第10号の作業等に専ら従事した場合にあっては、当該作業等に従事した月1月につき次の表に掲げる額

条 例 第 21 条 第 1 項 の 作 業 等		手 当 額
第1号の作業		8,250 円
第2号の作業	警察署に勤務する職員が行うもの	7,500 円
	警察本部に勤務する職員が行うもの	6,700 円
第3号の業務		5,000 円
第4号の作業	高速道路交通警察隊に勤務する職員が行うもの	8,250 円
	警察本部（高速道路交通警察隊を除く。）又は警察署に勤務する職員が行うもの	6,250 円
第5号の作業		8,250 円
第6号の業務		6,250 円
第7号の作業		5,000 円
第10号の作業		5,000 円

- (2) 条例第21条第1項第6号若しくは第7号の作業等に臨時に従事した場合又は第9号若しくは第13号の作業等に従事した場合にあっては、当該作業等に従事した日1日につき次の表に掲げる額

条 例 第 21 条 第 1 項 の 作 業 等	手 当 額
第 6 号 の 業 務	250 円
第 7 号 の 作 業	250 円
第 9 号 の 業 務	200 円
第 13 号 の 作 業 等	675 円

(3) 条例第21条第1項第8号の作業に従事した場合にあっては、当該死体1体につき620円（特に損傷等の程度が著しいと認められる死体にあっては、1,240円。）。ただし、手当の額は、1日につき3,100円を超えることができない。

(4) 条例第21条第1項第11号の作業に従事した場合にあっては、当該作業1回につき 3,300 円

(5) 条例第21条第1項第12号の作業等に従事した場合にあっては、当該作業等1回につき1,000 円。ただし、当該作業等に従事した時間が3時間未満の場合は 500 円

（教員特殊業務手当）

第19条 条例第21条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める教育職員及び特殊な業務の範囲並びに手当の額は、次のとおりとする。

(1) 教育職員の範囲は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校に所属する教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寮母で職務の級が教育職給料表→又は教育職給料表□の2級又は1級の者とする。

(2) 特殊な業務の範囲は、次の表の左欄に掲げる業務とし、手当の額は、当該業務に従事した日1日につき、同表の右欄に掲げる額とする。

殊 殊 な 業 務 の 範 囲		手 当 の 額
1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	(1) 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この表において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	2,100 円
	(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	1,500 円
	(3) 児童又は生徒に対する緊急の補導業務	1,500 円
2 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計画・実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		1,700 円
3 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は勤務を要しない日若しくは休日（以下「勤務を要しない日等」という。）に行うもの		1,500 円

4 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で勤務を要しない日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	620 円
5 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で勤務を要しない日等又は土曜日若しくはこれに相当する日に行うもの	900 円

（学校職員手当）

第20条 条例第22条第1項第1号に規定する人事委員会規則で定める面接授業及び同項第2号に規定する人事委員会規則で定める夜間授業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の2に規定する高等学校学習指導要領に基づく各教科・科目の授業又は特別活動のうちホームルーム若しくはクラブ活動
- (2) 前号に掲げる授業に準ずるものとして人事委員会が認めるもの

2 条例第22条第1項第5号に規定する人事委員会規則で定める業務とは、夜間業務のうち正規の勤務時間が午後8時以後まで割り振られているものとする。

（多学年学級担当手当）

第21条 条例第23条第1項に規定する人事委員会規則で定める職員は、教諭、助教諭又は講師で次の各号に掲げる者以外のものとする。

- (1) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- (2) 2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

2 条例第23条第2項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した日1日につき 280 円
- (2) 2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導に従事した日1日につき 230 円

（教育業務連絡指導手当）

第22条 条例第23条の2第1項の規定により、同項の表に掲げる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものは、次の表に掲げるものとする。

学 校	主 任 等
小 学 校	教務主任並びに学年主任（学級の数に3以上の学年に置かれるものに限る。）並びに6学級以上の学校に置かれる保健主事及び生徒指導主事並びに3学級以上の分校に置かれる分校主任

中 学 校	教務主任並びに学年主任（学級の数が3以上の学年に置かれるものに限る。）並びに3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事並びに6学級以上の学校に置かれる保健主事及び進路指導主事並びに3学級以上の分校に置かれる分校主任
高 等 学 校	教務主任並びに学年主任（学級の数が3以上の学年に置かれるものに限る。）並びに3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事，進路指導主事，学科主任（2以上の学科を置く学校に置かれるものに限る。），農場長及び寮務主任並びに6学級以上の学校に置かれる保健主事
盲学校，聾学校 及び養護学校	教務主任並びに学年主任（学級の数が3以上の学年に置かれるものに限る。）並びに3学級以上の学校に置かれる生徒指導主事，進路指導主事（高等部に置かれるものに限る。），学科主任（2以上の学科を置く学校に置かれるものに限る。）及び寮務主任並びに6学級以上の学校に置かれる保健主事

（公害調査等業務手当）

第23条 条例第24条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は，環境局の本庁及び保健所とする。

（温室内作業手当）

第24条 条例第25条第1項に規定する人事委員会規則で定める公署は，農業試験場，園芸試験場及び鹿島地帯特産指導所とする。

（航空業務手当）

第25条 条例第26条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める業務は，犯罪の捜査，交通の指導，警備，搜索救難，観測，測量等の業務又はそれらの教育訓練の業務とする。ただし，その目的が視察，見学等である場合を除く。

（支給方法）

第26条 手当の計算期間及び支給定日については，漁^うろ^う作業手当を除き，給与規則第58条及び第59条の表に掲げる特地勤務手当等の例による。

2 漁^うろ^う作業手当は，1航海期間（港を出港した日から水揚げの作業を終了した日までをいう。）を計算期間とし，航海の終了した日から15日以内に支給する。ただし，航海の終了した日の属する月の翌月の給料の支給定日に支給することができる。

3 手当の額が，月額で定められている手当（用地交渉業務手当を除く。以下この条において「月額の手当」という。）を支給する場合において，次の各号に掲げるときは，当該各号の規定により得られる額を支給するものとする。

(1) 職員が月の1日から末日までの期間において支給対象となる作業又は業務に従事した日数の合計（以下「作業等従事日数」という。）が，その月の日数から勤務を要しない日（勤務を命

ぜられた日を除く。）及び休日（勤務を命ぜられた日を除く。）を除いた日数（以下「勤務すべき日数」という。）の2分の1を超える場合は、条例又はこの規則の規定により受けるべき額（以下「手当の月額」という。）の全額を、作業等従事日数が勤務すべき日数の2分の1以下の場合は、手当の月額の2分の1の額を支給する。ただし、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって支給対象となる作業又は業務に従事しなかった場合は支給することができない。

- (2) 手当の支給を受けるべき者が月の中途において、次のアからカまでに掲げる場合の一に該当したときは、前号本文の規定にかかわらず、アからオまでについては手当の月額を勤務すべき日数で除して得た額に作業等従事日数を乗じた額を支給し、カについては給与規則第60条に規定する給料の支給方法に準じて手当を支給する。

ア 新たに月額の手当の支給対象職員（以下「支給対象職員」という。）となり、又は休職にされ、専従許可（地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可をいう。以下同じ。）を受け、育児休業許可（義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）第3条第2項の規定による許可をいう。以下同じ。）を受け、派遣され、停職にされ若しくは看護休暇（職員の休日及び休暇に関する規則（昭和29年茨城県人事委員会規則第13号）別表第2に定める休暇をいう。以下同じ。）を受けている職員が支給対象職員の職に復職し、支給対象職員の職務に復帰し、又は支給対象職員として再び勤務するに至った場合

イ 支給対象職員から支給対象職員以外の職員となり、又は支給対象職員が休職にされ、専従許可を受け、育児休業許可を受け、派遣され、停職にされ若しくは看護休暇を受けた場合

ウ 支給対象職員が離職した場合

エ 支給対象職員が手当の支給率又は支給額を異にする支給対象職員相互間で異動した場合

オ 給料月額に異動を生じた場合（当該異動に伴って手当の月額に異動を生じた場合に限る。）

カ 支給対象職員が死亡した場合

（作業日数等の計算方法）

第27条 作業日数は、暦日によって計算する。

- 2 土木作業等手当のうち第6条第2項第3号に係るもの、潜水作業手当又は航空業務手当の額を算定する場合は、一の給与期間の合計時間数（手当の額を異にする区分があるときは、その異にする区分ごとに計算した時間数）によって計算するものとし、その時間数に1時間に満たない端数があるときは、その端数が30分以上のときは1時間に切り上げ、30分未満のときは切り捨てるものとし、当該合計時間が1時間に満たないときは、当該合計時間を1時間に切り上げる。

- 3 1日における第18条第5項第4号に係る手当の額を算定する場合において、同条第2項に規定する作業が同一爆発物に対して行われたものであるときは、1回として同条第5項第4号の規定を適用する。

（併給禁止）

第28条 給料の調整額を受ける職員には、特殊勤務手当は支給しない。ただし、土木作業等手当、用地交渉業務手当、医師手当、病棟作業手当（給与規則第36条第2項の規定による調整数が1以下の者に限る。）、解剖作業手当、夜間看護手当、教員特殊業務手当、学校職員手当、教育業務連絡指導手当及び航空業務手当はこの限りでない。

2 条例第18条第1項第3号に規定する術科指導手当が支給される日に特殊作業用自動車運転手当の支給対象となる作業に従事したときは、当該作業に係る手当は支給しない。

3 実習・訓練手当が支給される職員には、特殊作業用自動車運転手当は支給しない。

4 海上作業手当が支給される日に潜水作業手当の支給対象となる作業に従事したときは、いずれか高い額の手当を支給する。

5 解剖作業手当が支給される日に条例第21条第1項第8号の死体取扱作業に従事する場合において、当該作業が同一死体についてなされるときには、当該作業に係る手当は支給しない。

6 条例第21条第2項第1号に規定する月額 of 警察業務手当が支給される職員には、術科指導手当並びに条例第21条第1項第6号及び第7号に規定する作業又は業務に臨時に従事した場合の手当は支給しない。

7 条例第21条第1項第13号に規定する警察業務手当が支給される日に、同項第11号に規定する爆発物処理作業又は夜間特殊業務手当の支給対象となる業務に従事したときは、いずれか高い額の手当を支給する。

8 温室内作業手当が支給される日に有害薬剤等取扱手当の支給対象となる作業に従事したときは、当該作業に係る手当は支給しない。

（支給実績簿）

第29条 所属長は、特殊勤務手当の支給を受ける職員があるときは、任命権者が定めるところにより、特殊勤務手当支給実績簿を作成し、所要事項を記入し、かつ、これを保管しなければならない。

（その他）

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は人事委員会が定める。

付 則

（施行期日等）

1 この規則は、平成2年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）

第13条の規定は昭和63年4月1日から、改正後の規則第6条、第7条、第8条、第9条、第15条、第17条及び第19条の規定は平成元年4月1日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

3 平成元年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間にこの規則による改正前の職員の特殊勤務手当に関する規則第6条の5又は第11条の規定に基づき支払われた特殊勤務手当は、改正

後の規則第 9 条又は第19条の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

（改正条例付則に基づく業務の指定）

- 4 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成元年茨城県条例第66号）付則第 9 項に規定する人事委員会規則で定める業務は、海上で舟艇等を利用し、港湾建設のために行う測量若しくは調査等の作業又は防波堤築造のために行うケーソンの据付（ケーソンの仮置を含む。）、テトラポットの据付、ブロックの中詰若しくはブロックの根固の作業若しくはそれらの監督の業務とする。

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 5 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第61条第 3 項中「および職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年茨城県人事委員会規則第 12号）」を「及び職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年茨城県人事委員会規則第10号）」に改める。

~~~~~  
職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

平成元年12月22日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

#### 茨城県人事委員会規則第11号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

- 第 1 条 職員の給与に関する規則（昭和36年茨城県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第37条の 6 第 1 項第 1 号中「2 4 6,0 0 0 円」を「2 5 5,0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「2 4 1,6 0 0 円」を「2 5 0,6 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「2 3 7,2 0 0 円」を「2 4 6,2 0 0 円」に改め、同項第 4 号中「2 3 2,8 0 0 円」を「2 4 1,8 0 0 円」に改め、同項第 5 号中「2 2 8,4 0 0 円」を「2 3 7,4 0 0 円」に改め、同項第 6 号中「2 2 4,0 0 0 円」を「2 3 3,0 0 0 円」に改め、同項第 7 号中「2 1 5,5 0 0 円」を「2 2 4,0 0 0 円」に改め、同項第 8 号中「2 0 7,0 0 0 円」を「2 1 5,0 0 0 円」に改め、同項第 9 号中「1 9 8,5 0 0 円」を「2 0 6,0 0 0 円」に改め、同項第10号中「1 9 0,0 0 0 円」を「1 9 7,0 0 0 円」に改め、同項第 11号中「1 8 1,5 0 0 円」を「1 8 8,0 0 0 円」に改め、同項第12号中「1 6 9,5 0 0 円」を「1 7 5,6 0 0 円」に改め、同項第13号中「1 5 7,5 0 0 円」を「1 6 3,2 0 0 円」に改め、同項第 14号中「1 4 5,5 0 0 円」を「1 5 0,8 0 0 円」に改め、同項第15号中「1 3 3,5 0 0 円」を「1 3 8,4 0 0 円」に改め、同項第16号中「1 1 9,8 0 0 円」を「1 2 4,2 0 0 円」に改め、同項第 17号中「1 0 6,1 0 0 円」を「1 1 0,0 0 0 円」に改め、同項第18号中「9 2,4 0 0 円」を「9 5,8 0 0 円」に改め、同項第19号中「7 3,0 0 0 円」を「7 4,6 0 0 円」に改める。

第40条第 1 項中「および」を「及び」に改め、同条第 2 項中「条例第12条第 1 項」を「条例第 12条」に、「および」を「及び」に、「自転車等」を「交通用具」に改める。

第41条中「「通勤することが著しく困難である職員」とは」を「通勤することが著しく困難である職員は」に、「自転車等」を「交通用具」に改める。

第42条中「交通の用具とは、自転車、原動機付自転車、自動車」を「交通の用具は、自動車、原動機付自転車その他の原動機付きの交通用具、自転車」に改める。

第43条の2を次のように改める。

第43条の2 条例第12条第2項第2号に規定する人事委員会規則で定める職員の区分に応じて人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 自動車を使用する職員（次号に該当する者を除く。）片道の使用距離に対応する別表第37の左欄に掲げる額

(2) 自動車を使用する職員のうち、次のアからウまでの一に該当する職員 片道の使用距離に対応する別表第37の中欄に掲げる額

ア 第41条の規定に該当する者

イ 通勤のため利用しうる交通機関のない者

ウ 交通用具を使用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、住居若しくは勤務公署からその利用することとなる交通機関のもよりの駅（停留所等を含む。）までの距離が2キロメートル以上である者又はその利用することとなる交通機関の運行回数その他の事情が人事委員会の定める条件に該当する者

(3) 原動機付自転車その他の原動機付きの交通用具（自動車を除く。）を使用する職員 片道の使用距離に対応する別表第37の右欄に掲げる額

第43条の3中「自転車等」を「交通用具」に改める。

第44条第1項中「別表第37の3」を「別表第37の2」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第12条の3第2号に規定する人事委員会規則で定める事項に変更があつた場合は、条例第12条第1項第2号若しくは第3号の規定に該当する職員のうち、自動車を使用する職員で第43条の2第2号に規定する職員たる要件を具備していないものが新たに当該要件を具備するに至つた場合又は条例第12条第1項第2号若しくは第3号の規定に該当する職員のうち、自動車を使用する職員で第43条の2第2号に規定する職員たる要件を具備するものが当該要件を欠くに至つた場合とする。

第45条中「休暇」の次に「、欠勤」を加え、「ことになるときは」を「こととなるときは」に、「支給する」を「、支給する」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

第45条の2 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が条例第12条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の月額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。



第46条第5項中「479,000円」を「494,000円」に改める。

第56条の8を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

第56条の8 成績率は、100分の40以上100分の90以下の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

付則第5項の次に次の2項を加える。

（通勤手当加算額の経過措置）

6 別表第37の規定の適用については、当分の間、同表左欄中

|   |       |       |   |       |     |
|---|-------|-------|---|-------|-----|
| 「 | 1,380 |       | 「 | 1,520 |     |
|   | 1,940 | とあるのは |   | 2,120 | とし、 |
|   | 2,490 |       |   | 2,730 |     |
| 」 |       |       | 」 |       |     |

同表中欄中

|   |        |       |   |        |     |
|---|--------|-------|---|--------|-----|
| 「 | 2,760  |       | 「 | 3,030  |     |
|   | 3,870  |       |   | 4,240  |     |
|   | 4,970  |       |   | 5,450  |     |
|   | 6,080  |       |   | 6,660  |     |
|   | 7,180  |       |   | 7,870  |     |
|   | 8,280  |       |   | 9,080  |     |
|   | 9,390  |       |   | 10,290 |     |
|   | 10,490 |       |   | 11,500 |     |
|   | 11,600 |       |   | 12,710 |     |
|   | 12,700 |       |   | 13,920 |     |
|   | 13,800 | とあるのは |   | 15,130 | とし、 |
|   | 14,910 |       |   | 16,340 |     |
|   | 16,010 |       |   | 17,550 |     |
|   | 17,120 |       |   | 18,760 |     |
|   | 18,220 |       |   | 19,970 |     |
|   | 19,320 |       |   | 21,180 |     |
|   | 20,430 |       |   | 22,390 |     |
|   | 21,530 |       |   | 23,600 |     |
|   | 22,640 |       |   | 24,810 |     |
|   | 23,740 |       |   | 25,600 |     |
|   | 24,840 |       |   | 25,600 |     |
| 」 |        |       | 」 |        |     |

同表右欄中

|   |       |       |   |       |      |
|---|-------|-------|---|-------|------|
| 「 | 1,380 |       | 「 | 1,520 |      |
|   | 1,940 | とあるのは |   | 2,120 | とする。 |
|   | 2,490 |       |   | 2,730 |      |
| 」 |       |       | 」 |       |      |

- 7 第43条の2第3号に規定する職員の区分に該当する職員のうち、同条第2号のアからウまでに掲げる者の一に該当する職員の別表第37の規定の適用については、当分の間、同表右欄中

|   |        |       |   |        |      |
|---|--------|-------|---|--------|------|
| 「 | 1,380  |       | 「 | 1,520  |      |
|   | 1,940  |       |   | 2,120  |      |
|   | 2,490  |       |   | 2,730  |      |
|   | 3,040  |       |   | 3,330  |      |
|   | 3,590  |       |   | 3,940  |      |
|   | 4,140  |       |   | 4,540  |      |
|   | 4,700  |       |   | 5,150  |      |
|   | 5,250  |       |   | 5,750  |      |
|   | 5,800  |       |   | 6,360  |      |
|   | 6,350  |       |   | 6,960  |      |
|   | 6,900  | とあるのは |   | 7,570  | とする。 |
|   | 7,460  |       |   | 8,170  |      |
|   | 8,010  |       |   | 8,780  |      |
|   | 8,560  |       |   | 9,380  |      |
|   | 9,110  |       |   | 9,990  |      |
|   | 9,660  |       |   | 10,590 |      |
|   | 10,220 |       |   | 11,200 |      |
|   | 10,770 |       |   | 11,800 |      |
|   | 11,320 |       |   | 12,410 |      |
|   | 11,870 |       |   | 13,010 |      |
|   | 12,420 |       |   | 13,010 |      |
|   | 12,980 |       |   | 13,010 |      |
| 」 |        |       | 」 |        |      |

別表第23 行政職給料表初任給基準表の備考 1 中「（ただし、医大卒の学歴を有する者については、「その他」の欄を適用するものとする。）」を削る。

別表第32の2 研究職給料表の項1級の欄中「13号給」を「12号給」に改める。

別表第33中

|        |                                                                                                                                      |   |   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 17 病 院 | (1) 診療放射線技師及び細菌検査技術者<br>(2) 看護婦長，看護長，副看護婦長，副看護長，看護婦，看護士，准看護婦及び准看護士<br>(3) 保母<br>(4) 心理検査業務に従事する職員                                    | 3 | を |
|        | (5) 院長，副院長，医務局長，医務局次長，医長，医師及び歯科医師<br>(6) 理学療法士，作業療法士，歯科衛生士及びマッサージ師<br>(7) 総婦長，総看護長，副総婦長及び副総看護長<br>(8) 結核患者係事務職員及び精神科医療社会事業の業務に従事する職員 | 2 |   |
|        | (9) (1)から(8)までに掲げる職員以外の職員                                                                                                            | 1 |   |

|        |                                                                                                                          |   |   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 17 病 院 | (1) 診療放射線技師及び細菌検査技術者<br>(2) 看護婦長，看護長，副看護婦長，副看護長，看護婦，看護士，准看護婦及び准看護士<br>(3) 保母<br>(4) 心理検査業務に従事する職員<br>(5) 理学療法士及び作業療法士    | 3 | に |
|        | (6) 院長，副院長，医務局長，医務局次長，医長，医師及び歯科医師<br>(7) 歯科衛生士及びマッサージ師<br>(8) 総婦長，総看護長，副総婦長及び副総看護長<br>(9) 結核患者係事務職員及び精神科医療社会事業の業務に従事する職員 | 2 |   |
|        | (10) (1)から(9)までに掲げる職員以外の職員                                                                                               | 1 |   |

改める。

別表第33の2 イ 公安職給料表中

|        |      |     |        |   |
|--------|------|-----|--------|---|
| 1,744円 | ただし， | 1号給 | 1,719円 | を |
| 1,972円 | ただし， | 1号給 | 1,861円 |   |
|        |      | 2号給 | 1,933円 |   |
| 2,219円 | ただし， | 1号給 | 2,101円 | を |
|        |      | 2号給 | 2,218円 |   |

|        |      |     |        |   |
|--------|------|-----|--------|---|
| 1,744円 |      |     |        | に |
| 1,972円 | ただし， | 1号給 | 1,941円 |   |
| 2,219円 | ただし， | 1号給 | 2,191円 |   |

改め、同表 エ 教育職給料表（一）中

|   |        |      |     |        |   |
|---|--------|------|-----|--------|---|
| 「 | 1,722円 | ただし、 | 1号給 | 1,621円 | を |
|   |        |      | 2号給 | 1,678円 |   |
| 」 | 2,201円 | ただし、 | 1号給 | 2,019円 | に |
|   |        |      | 2号給 | 2,133円 |   |
| 「 | 1,722円 | ただし、 | 1号給 | 1,690円 | に |
|   |        |      | 1号給 | 2,106円 |   |
| 」 | 2,201円 | ただし、 | 1号給 | 2,106円 |   |
|   |        |      |     |        |   |

改め、同表 オ 教育職給料表（二）中

|   |        |      |     |        |   |
|---|--------|------|-----|--------|---|
| 「 | 2,128円 | ただし、 | 1号給 | 1,747円 | を |
|   |        |      | 2号給 | 1,834円 |   |
|   |        |      | 3号給 | 1,924円 |   |
|   |        |      | 4号給 | 2,019円 |   |
| 」 | 2,128円 | ただし、 | 1号給 | 1,822円 | に |
|   |        |      | 2号給 | 1,912円 |   |
|   |        |      | 3号給 | 2,007円 |   |
|   |        |      | 4号給 | 2,106円 |   |
| 「 | 2,128円 | ただし、 | 1号給 | 1,822円 | に |
|   |        |      | 2号給 | 1,912円 |   |
|   |        |      | 3号給 | 2,007円 |   |
|   |        |      | 4号給 | 2,106円 |   |
| 」 | 2,128円 | ただし、 | 1号給 | 1,822円 | に |
|   |        |      | 2号給 | 1,912円 |   |
|   |        |      | 3号給 | 2,007円 |   |
|   |        |      | 4号給 | 2,106円 |   |

改め、同表 カ 研究職給料表中

|   |        |      |     |        |   |
|---|--------|------|-----|--------|---|
| 「 | 1,537円 | ただし、 | 1号給 | 1,488円 | を |
|   |        |      | 2号給 | 1,534円 |   |
| 」 | 1,936円 | ただし、 | 1号給 | 1,896円 | に |
|   |        |      |     |        |   |
| 「 | 1,537円 | ただし、 | 1号給 | 1,488円 | を |
|   |        |      | 2号給 | 1,534円 |   |
| 」 | 1,936円 | ただし、 | 1号給 | 1,896円 | に |
|   |        |      |     |        |   |

改め、同表 ク 医療職給料表（二）中

|   |        |      |     |        |   |
|---|--------|------|-----|--------|---|
| 「 | 1,930円 | ただし、 | 1号給 | 1,878円 | を |
|   |        |      |     |        |   |
| 」 | 1,930円 | ただし、 | 1号給 | 1,878円 | に |
|   |        |      |     |        |   |

改める。

別表第37を次のように改める。

別表第37（第43条の2関係）

原動機付きの交通用具使用者の通勤手当加算額表

| 片 道 の 使 用 距 離 |               | 加 算 額 （ 単 位 円 ）    |                         |                              |
|---------------|---------------|--------------------|-------------------------|------------------------------|
|               |               | 自 動 車<br>（第1号該当職員） | 自 動 車（特 例）<br>（第2号該当職員） | 原 動 機 付 自 転 車 等<br>（第3号該当職員） |
| キロメートル<br>以 上 | キロメートル<br>以 上 |                    |                         |                              |
| 4             | 6             | 1,380              | 2,760                   | 1,380                        |
| 6             | 8             | 1,940              | 3,870                   | 1,940                        |
| 8             | 10            | 2,490              | 4,970                   | 2,490                        |
| 10            | 12            | 4,860              | 6,080                   | 3,040                        |
| 12            | 14            | 5,740              | 7,180                   | 3,590                        |
| 14            | 16            | 6,620              | 8,280                   | 4,140                        |
| 16            | 18            | 7,510              | 9,390                   | 4,700                        |
| 18            | 20            | 8,390              | 10,490                  | 5,250                        |
| 20            | 22            | 9,280              | 11,600                  | 5,800                        |
| 22            | 24            | 10,160             | 12,700                  | 6,350                        |
| 24            | 26            | 11,040             | 13,800                  | 6,900                        |
| 26            | 28            | 11,920             | 14,910                  | 7,460                        |
| 28            | 30            | 12,800             | 16,010                  | 8,010                        |
| 30            | 32            | 13,690             | 17,120                  | 8,560                        |
| 32            | 34            | 14,570             | 18,220                  | 9,110                        |
| 34            | 36            | 15,450             | 19,320                  | 9,660                        |
| 36            | 38            | 16,340             | 20,430                  | 10,220                       |
| 38            | 40            | 17,220             | 21,530                  | 10,770                       |
| 40            | 42            | 18,110             | 22,640                  | 11,320                       |
| 42            | 44            | 18,990             | 23,740                  | 11,870                       |
| 44            | 46            | 19,870             | 24,840                  | 12,420                       |
| 46            | 48            | 20,760             | 25,950                  | 12,980                       |
| 48            | 50            | 21,640             | 27,050                  | 13,530                       |
| 50 キロメートル以上   |               | 22,520             | 28,160                  | 14,080                       |

別表第37の2を削る。

別表第37の3中

「  

第41条又は第43条の2に該当する職員

 を  

第2号に該当する職員

 」  
 に改め、同表を別表第37の2とする。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則の一部改正）

第2条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則（昭和37年茨城県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

昇格の場合の昇給期間調整表

| 区 分                                                                                                                                                                                                  | 期 間                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1 教育職給料表（一）2級の職務にある者のうち、次に掲げる号給等を受ける者<br>32号給（6月以上），33号給，特3号給（12月以上），特4号給（6月未満），特6号給（12月以上），特7号給（6月未満）                                                                                               | 3 月                       |
| 2 教育職給料表（二）2級の職務にある者のうち、次に掲げる号給等を受ける者<br>(1) 33号給，37号給（6月以上），38号給（6月未満），39号給（6月以上9月未満），特1号給（9月未満），特3号給（9月以上）<br>(2) 39号給（9月以上），特1号給（9月以上），特3号給（9月未満），特4号給<br>(3) 特2号給，特5号給（6月未満）<br>(4) 特5号給（6月以上）以上 | 3 月<br>6 月<br>9 月<br>12 月 |

備考 （ ）内の月数は、当該号給を受けている期間を示す。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の一部改正）

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則（昭和46年茨城県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5,900円」を「6,100円」に改め、同条第1号中「900円」を「800円」に改め、同条第2号中「1,800円」を「1,900円」に改める。

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中職員の給与に関する規則別表第33の改正規定は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の職員の給与に関する規則（以下「改正後の給与規則」という。）第37条の 6、第40条、第41条、第42条、第43条の 2、第43条の 3、第44条、第46条、第56条の 8、付則第 6 項、付則第 7 項、別表第32の 2、別表第33の 2、別表第37及び別表第37の 2 の規定、第 2 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に基づく規則の規定並びに第 3 条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

(通勤の届出に関する経過措置)

- 3 平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月31日までの間における改正後の給与規則付則第 7 項の規定に該当する職員の改正後の給与規則別表第37の 2 の規定による通勤に関する届出は、改正後の給与規則第43条の 2 第 2 号の規定に該当する職員の同表による通勤に関する届出に準ずるものとする。

~~~~~

職員の給料の切替え等に関する規則を公布する。

平成元年12月22日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

茨城県人事委員会規則第12号

職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給等の切替え)

第 1 条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成元年茨城県条例第63号。以下「改正条例」という。）付則第 3 項に規定する職員（以下「最高号給等職員」という。）のうち、平成元年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の号給又は給料月額が別表の A からケまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(最高号給等職員の期間の通算)

第 2 条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第 9 号）第 6 条第 6 項又は第 8 項ただし書の規定の適用については、切替日の前日におけるその者の号給又は給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）を切替日におけるその者の号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、切替日における号給が職務の級の最高の号給となるものについては、その者の経過期間のうち18月を超え

る期間、切替日における号給が職務の級の最高の号給の1号給下位の号給となるものについては、その者の経過期間のうち12月を超える期間は、この限りでない。

（特定の職員の切替え）

第3条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

（改正条例付則第4項関係）

第4条 改正条例付則第4項の人事委員会規則で定める職員並びに同項に規定するこれらの職員の号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会が別に定める。

（改正条例付則第5項関係）

第5条 改正条例付則第5項の人事委員会規則で定めるこれに準ずる職員並びに同項に規定する号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間の調整については、人事委員会が別に定める。

（この規則により難い場合の措置）

第6条 この規則により難い場合は、人事委員会が別に定めるところにより職員の給料の切替え等を行うものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表（第 1 条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 148,500	16号給 円 154,100	19号給 円 203,400	19号給 円 209,900	29号給 円 271,900	29号給 円 30号給 円 282,100	28号給 円 322,300	28号給 円 331,500
150,100	155,700	205,400	211,900	274,100	282,100	324,700	333,900
151,700	157,300	207,400	213,900	276,300	284,300	327,100	336,300
153,300	158,900	209,400	215,900	278,500	286,500	329,500	338,700
154,900	160,500	211,400	217,900	280,700	288,700	331,900	341,100

5 級		6 級		7 級		8 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
26号給 円 338,500	26号給 円 348,100	24号給 円 371,100	24号給 円 381,600	22号給 円 380,300	22号給 円 391,100	21号給 円 402,400	21号給 円 413,800
341,300	350,900	374,700	385,200	384,000	394,800	406,200	417,600
344,100	353,700	378,300	388,800	387,700	398,500	410,000	421,400
346,900	356,500	381,900	392,400	391,400	402,200	413,800	425,200
349,700	359,300	385,500	396,000	395,100	405,900	417,600	429,000

9 級		10 級		11 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
18号給 円 436,000	18号給 円 448,400	15号給 円 458,100	15号給 円 471,100	15号給 円 519,800	15号給 円 534,500
440,300	452,700	462,700	475,700	524,600	539,300
444,600	457,000	467,300	480,300	529,400	544,100
448,900	461,300	471,900	484,900	534,200	548,900
453,200	465,600	476,500	489,500	539,000	553,700

イ 公安職給料表の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 304,700	33号給 円 313,400	36号給 円 336,300	36号給 円 346,000	35号給 円 362,100	35号給 円 373,100	30号給 円 373,400	30号給 円 384,100
307,300	316,000	339,000	348,700	365,000	376,000	376,400	387,100
309,900	318,600	341,700	351,400	367,900	378,900	379,400	390,100
312,500	321,200	344,400	354,100	370,800	381,800	382,400	393,100
315,100	323,800	347,100	356,800	373,700	384,700	385,400	396,100

5 級		6 級		7 級		8 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
26号給 円 383,100	26号給 円 394,500	24号給 円 402,600	24号給 円 415,000	22号給 円 413,400	22号給 円 425,100	21号給 円 432,600	21号給 円 444,900
386,300	397,700	406,200	418,600	417,100	428,800	436,400	448,700
389,500	400,900	409,800	422,200	420,800	432,500	440,200	452,500
392,700	404,100	413,400	425,800	424,500	436,200	444,000	456,300
395,900	407,300	417,000	429,400	428,200	439,900	447,800	460,100

9 級		10 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
18号給 円 446,200	18号給 円 458,800	15号給 円 466,400	15号給 円 479,600
450,300	462,900	470,800	484,000
454,400	467,000	475,200	488,400
458,500	471,100	479,600	492,800
462,600	475,200	484,000	497,200

ウ 海事職給料表の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
19号給 円	19号給 円	18号給 円	18号給 円	24号給 円	24号給 円	25号給 円	25号給 円
210,000	216,900	265,300	273,400	356,600	25号給 円	415,500	427,300
212,100	219,000	268,600	276,700	360,000	370,100	419,200	431,000
214,200	221,100	271,900	280,000	363,400	373,500	422,900	434,700
216,300	223,200	275,200	283,300	366,800	376,900	426,600	438,400
218,400	225,300	278,500	286,600	370,200	380,300	430,300	442,100

5 級		6 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
22号給 円	22号給 円	21号給 円	21号給 円
436,100	448,500	480,000	499,100
440,000	452,400	484,100	503,200
443,900	456,300	488,200	507,300
447,800	460,200	492,300	511,400
451,700	464,100	496,400	515,500

エ 教育職給料表（一）の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円	40号給 円	36号給 円	36号給 円	24号給 円	24号給 円	15号給 円	15号給 円
311,500	321,000	400,500	411,900	448,500	461,200	468,600	481,900
313,700	323,200	403,500	414,900	452,700	465,400	473,200	486,500
315,900	325,400	406,500	417,900	456,900	469,600	477,800	491,100
318,100	327,600	409,500	420,900	461,100	473,800	482,400	495,700
320,300	329,800	412,500	423,900	465,300	478,000	487,000	500,300
		415,500	426,900				
		418,500	429,900				
		421,500	432,900				
		424,500	435,900				
		427,500	438,900				

オ 教育職給料表（二）の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円	33号給 円	39号給 円	39号給 円	28号給 円	28号給 円	15号給 円	15号給 円
269,600	277,600	387,600	398,600	417,600	429,500	443,300	456,000
271,700	279,700	390,200	401,200	420,600	432,500	447,400	460,100
273,800	281,800	392,800	403,800	423,600	435,500	451,500	464,200
275,900	283,900	395,400	406,400	426,600	438,500	455,600	468,300
278,000	286,000	398,000	409,000	429,600	441,500	459,700	472,400
		400,600	411,600				
		403,200	414,200				
		405,800	416,800				
		408,400	419,400				
		411,000	422,000				

カ 研究職給料表の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円	32号給 円	31号給 円	31号給 円	27号給 円	27号給 円	24号給 円	24号給 円
263,700	271,600	325,100	334,300	396,400	407,400	436,100	448,500
266,200	274,100	328,300	337,500	399,900	410,900	440,100	452,500
268,700	276,600	331,500	340,700	403,400	414,400	444,100	456,500
271,200	279,100	334,700	343,900	406,900	417,900	448,100	460,500
273,700	281,600	337,900	347,100	410,400	421,400	452,100	464,500

5 級	
旧号給等	新号給等
23号給 円	23号給 円
519,200	533,900
523,400	538,100
527,600	542,300
531,800	546,500
536,000	550,700

キ 医療職給料表（一）の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円	21号給 円	26号給 円	26号給 円	26号給 円	26号給 円	20号給 円	20号給 円
354,400	364,500	457,700	470,700	510,500	525,000	541,500	556,800
357,500	367,600	461,400	474,400	514,800	529,300	546,300	561,600
360,600	370,700	465,100	478,100	519,100	533,600	551,100	566,400
363,700	373,800	468,800	481,800	523,400	537,900	555,900	571,200
366,800	376,900	472,500	485,500	527,700	542,200	560,700	576,000

ク 医療職給料表（二）の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円	23号給 円	26号給 円	26号給 円	28号給 円	28号給 円	25号給 円	25号給 円
200,000	206,500	257,100	264,900	318,800	327,900	334,900	344,500
202,000	208,500	259,300	267,100	321,200	330,300	337,700	347,300
204,000	210,500	261,500	269,300	323,600	332,700	340,500	350,100
206,000	212,500	263,700	271,500	326,000	335,100	343,300	352,900
208,000	214,500	265,900	273,700	328,400	337,500	346,100	355,700

5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円	23号給 円	20号給 円	20号給 円	17号給 円	17号給 円
375,000	385,600	402,400	413,800	438,000	450,400
378,600	389,200	406,200	417,600	442,300	454,700
382,200	392,800	410,000	421,400	446,600	459,000
385,800	396,400	413,800	425,200	450,900	463,300
389,400	400,000	417,600	429,000	455,200	467,600

ケ 医療職給料表（三）の適用を受ける者

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
34号給 円 252,100	34号給 35号給 円 254,300	35号給 円 309,400	35号給 36号給 円 320,700	31号給 円 344,000	31号給 円 353,600	28号給 円 353,400	28号給 円 363,400
256,500	262,000	311,800	323,100	346,500	356,100	356,000	366,000
258,700	264,200	314,200	325,500	349,000	358,600	358,600	368,600
260,900	266,400	316,600	327,900	351,500	361,100	361,200	371,200
	268,600	319,000		354,000	363,600	363,800	373,800

5 級		6 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
24号給 円 370,800	24号給 円 381,200	22号給 円 400,600	22号給 円 412,000
373,500	383,900	404,300	415,700
376,200	386,600	408,000	419,400
378,900	389,300	411,700	423,100
381,600	392,000	415,400	426,800

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
休日の場合は繰下発行（金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)